



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて ～太陽光発電への期待～

2023年11月7日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長

吉野 議章



- 1. 2050年カーボンニュートラルに向けた動向**
- 2. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組**
 - 2-1. 公共施設での率先実行**
 - 2-2. 地域共生型再エネの導入促進**
 - 2-3. 民間企業による自家消費型太陽光の導入促進**
 - 2-4. その他関連施策**
- 3. まとめ**

1. 2050年カーボンニュートラルに向けた動向

脱炭素化が世界的な潮流に

2015年12月 パリ協定が採択（COP21）

- ・ **2℃目標(1.5℃に抑える努力を継続)**、今世紀後半に**温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡**を達成
- ・ 適応、資金、能力構築、技術、透明性等、全ての国の関心を盛り込んだ包括的な内容
- ・ 5年ごとのサイクル

2018年10月 IPCC1.5℃特別報告書公表

- 1.5℃特別報告書：2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示す。

2018年12月 COP24

- ・ **パリ協定ルールブックの合意**（市場メカニズムルールを除く）

2021年11月 COP26

- ・ **パリ協定ルールブックの完成**（COP24で合意できなかった市場メカニズムルールの合意）
- ・ **グラスゴー気候合意**（**1.5℃目標の達成に向けた野心の向上**、適応、資金、損失と損害、実施 等）

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の科学的知見



- IPCCは、WMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）により1988年に設置された政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援。
- 最新の第6次評価報告書（AR6）の執筆には、世界第一線の研究者が約800名（WG1～3）参加。

1.5℃特別報告書：2018年10月公表

- 現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示した。
- 各国の**2050年カーボンニュートラル宣言及びパリ協定の1.5℃目標の科学的根拠を提供。**

第1作業部会（WG1）報告書：2021年8月公表

- 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると断定**※。
- ※ 2013年の第5次評価報告書では、「可能性が極めて高い（95%以上）」とされていた。

第2作業部会（WG2）報告書：2022年2月公表

- 「**人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている**」と言及された。

第3作業部会（WG3）報告書：2022年4月公表

- オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃に抑える経路と、温暖化を2℃に抑える即時の行動を想定した経路では、**世界のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測される。**

統合報告書：2023年3月公表

- 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、**短期（多くのシナリオでは2030年代前半）のうちに1.5℃に到達すること、温暖化を1.5℃又は2℃に抑えるには、急速かつ大幅で、ほとんどの場合緊急の温室効果ガスの排出削減が必要**であるとの見解を示した。

極端現象の種類※1、2	現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
 極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
 極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
 大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
 干ばつ※3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成（1850～1900年における頻度を基準とした増加を評価）

※1：温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度：極端な高温は「可能性が非常に高い（90-100%）」大雨、干ばつは5段階中2番目に高い「確信度が高い」

※2：極端現象の分析対象の地域：極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、干ばつは「乾燥地域のみ」を対象としている。

※3：ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）概要

概要

日 時：2023年11月30日（木）～12月12日（火）
◆12月1～2日：首脳級セッション（World Climate Leaders Summit）
◆12月7-14日：閣僚級セッション

場 所：アラブ首長国連邦（ドバイ）
場 議 長：スルターン・ビン・アフマド・アル・ジャーベル産業・先端技術大臣 兼 気候変動特使、アブダビ国営石油会社（ADNOC）CEO

※ジャーベル議長はCOP28開催時に正式に議長に任命される予定。



COP28
UAE



ジャーベル議長

予想される主要論点・テーマ

グローバル・ストックテイク（GST）	パリ協定の目標達成に向けた世界全体の気候変動対策の進捗評価を行う第1回GSTの完結及び成果物の発表
緩和野心の向上	全ての締約国が2030年の温室効果ガスの排出削減目標（NDC）を1.5℃目標と整合的に設定することを含めた議論
適応	COP26で採択された適応に関する世界全体の目標に関する作業計画のとりまとめ
ロス&ダメージ	COP27で設置が決定されたロス&ダメージ対応のための新たな資金面の措置（基金を含む）についての決定
気候資金	年間1000億ドル目標の早期達成、2025年以降の新たな合同資金目標について、引き続き議論

COP28 : 全体スケジュール

11/30(木)	12/1(金)	2(土)	3(日)	4(月)	5(火)	6(水)
開会	世界気候行動サミット (首脳級)		保健、救援、 復興、平和	資金、貿易、 ジェンダー平等、 説明責任	エネルギー、 産業、 公正な移行	多層的行動、 都市化、 建築、運輸
交渉官級（事務方）による交渉						
各国パビリオンにおけるサイドイベント・セミナー						
7(木)	8(金)	9(土)	10(日)	11(月)	12(火)	13(水)
休日	ユース、児童、 教育、技能	自然、土地 利用、海洋	食糧、農業、 水		閉会予定	
閣僚級による交渉						
交渉官級（⇒主要論点は閣僚級で交渉）						
サイドイベント・セミナー						
						延長の可能性

：テーマ別プログラム（※その他、技術・イノベーション、資金などが横断的テーマとして挙げられている）

日本の削減目標の野心度と、世界におけるCN宣言の状況

- 世界では、**カーボンニュートラル（CN）目標を表明する国・地域が急増**。そのGDP総計は**世界全体の約90%**を占める。
- 我が国は、2050年CNに向けて、**2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減**するという野心的な削減目標を設定。諸外国の2030年度における削減目標を2013年度比で換算すると、**我が国の目標は高い水準**。

期限付きCNを表明する国地域の急増

COP25
終了時 (2019)

- 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの**約26%**を占める

COP26
終了時 (2021)

- 期限付きCNを表明する国地域は154、世界GDPの**約90%**を占める

(参考) COP26終了時点のCN表明国地域



国名	2030年時点の目標削減率（13年比）
英国	-54.6%
スイス	-49.4%
ブラジル	-48.7%
日本	-46.0%
米国	-45.6%
サウジアラビア	-43.3%
EU27	-41.6%
カナダ	-40.4%
南アフリカ	-33.3%
韓国	-23.7%
ウクライナ	-23.0%
豪州	-18.4%
メキシコ	-0.4%
タイ	7.0%
カザフスタン	8.6%
中国	14.1%
マレーシア	23.1%
ロシア	51.8%
インド	99.2%
インドネシア	131.0%
パキスタン	234.6%

出所：World Bank databaseを基に作成

出所：RITE分析結果を基に作成

2050年カーボンニュートラル宣言・2030年度目標の表明



- 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅前総理より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言された。

【第203回国会における菅前内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日）〈抜粋〉

成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします**。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅前総理は、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること**等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅前内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日）〈抜粋〉

地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。**2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**

長期目標

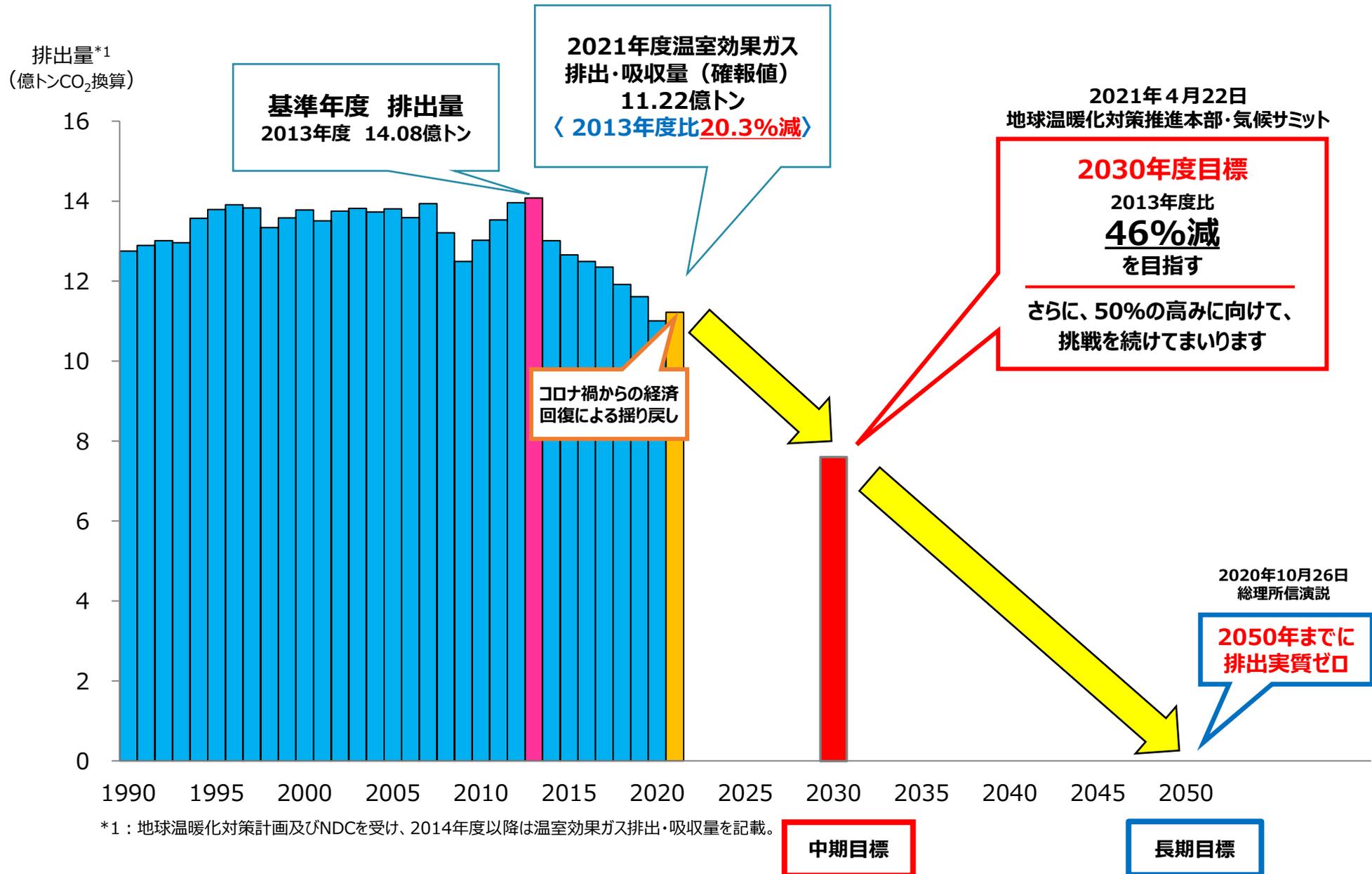
**2050年
温室効果ガス
排出実質ゼロ**

中期目標

**2030年度
温室効果ガス
排出46%削減
(2013年度比)**

**さらに、50%の
高みに向けて
挑戦を続ける**

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移



＜出典＞「2021年度の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）」及び「地球温暖化対策計画」から作成

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたこれまでの取組

● 2050年カーボンニュートラルの表明（2020年10月）

2021年

● 2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標の表明（2021年4月）

✓ 地球温暖化対策推進法の改正①（2021年6月）

2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に位置づけ、地域と共生する再エネ導入を促進する制度創設

✓ 地域脱炭素ロードマップの策定（2021年6月）

地域・暮らしの脱炭素化を進めるための対策・施策の全体像等を提示

✓ 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月閣議決定）

新たな2030年度温室効果ガス削減目標やその裏付けとなる対策・施策を提示

✓ 第6次エネルギー基本計画の策定（2021年10月閣議決定）

2030年46%削減に向けた具体的政策と2050年CNに向けたエネルギー政策の方向性を提示

✓ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）

パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、2050年CNに向けた分野別長期的ビジョンを提示

2021.10～
COP26@イギリス

2022年

✓ 地球温暖化対策推進法の改正②（2022年5月）

財投を活用した新たな出資制度の創設

● GX実行会議の設置（2022年7月）

2022.11～
COP27@エジプト

2023年

✓ GX実現に向けた基本方針のとりまとめ（2023年2月閣議決定）

脱炭素と経済成長を両立するグリーントランスフォーメーション実現のための方向性を提示

✓ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の成立（2023年5月）

2023.4 G7気候・エネルギー・環境大臣会合@札幌

✓ 脱炭素成長型経済移行推進戦略（GX推進戦略）の策定（2023年7月閣議決定）

2023.11～
COP28@UAE

地球温暖化対策推進法の概要



1. 法目的、基本理念

【法目的】**気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガス濃度を安定化**させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による**温室効果ガスの排出の量の削減等**を促進する措置等により、地球温暖化対策の推進を図る。

【基本理念】温暖化対策の推進は、**我が国における2050年までの脱炭素社会**(人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会)**の実現を旨として**、行わなければならない。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 政府による**地球温暖化対策計画**の策定 ※計画に対する進捗状況を毎年度点検。計画は3年に1回見直し。
- **地球温暖化対策推進本部**の設置 (本部長：内閣総理大臣 副本部長：官房長官、環境大臣、経済産業大臣)

3. 温室効果ガスの排出の量の削減等のための個別施策

政府実行計画、地方公共団体実行計画

【政府実行計画】

- 政府自らの事務・事業における温室効果ガス排出の削減計画

【地方公共団体実行計画】

- 都道府県・市町村自らの事務・事業における温室効果ガス排出の削減計画 (**事務事業編**)
- 都道府県・政令市・中核市は、区域内の排出削減について、実施目標と計画を策定 (**区域施策編**)。その他の市町村は努力義務
- 市町村は、区域施策編において、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を定めるよう努める (**地域脱炭素促進事業制度**)
- 国による自治体に対する財政支援の努力義務

排出削減等指針

- 事業活動に伴う排出の抑制 (高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等)
- 日常生活における排出抑制への寄与 (利用時の排出量が小さい製品の製造、当該製品利用時の排出量の正確・適切な表示等)
- 上記2つの規定により事業者が講ずべき措置に関して、国が必要な指針を公表 (産業部門・業務部門・廃棄物部門・日常生活部門の指針を策定済)

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者 (エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者) に、自らの排出量を算定し国に報告することを義務付け、報告された情報を国が公表
- 事業者単位での報告 (※一定規模以上の事業所を持つ事業者は、当該事業所単独の排出量も報告)

株式会社脱炭素化支援機構

- 財政投融资と民間からの出資を活用し脱炭素化に資する事業を幅広く支援

地域地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター (環境大臣が指定)
- 地域地球温暖化防止活動推進センター (都道府県知事等が指定)
- 地球温暖化防止活動推進員 (都道府県知事等が委嘱)

森林等による吸収作用の保全等

- 政府・地方公共団体による温室効果ガスの吸収作用の保全・強化の企画

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する（下線部分が法案で措置する部分）。

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- 改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決断し、国内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各事業者の理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年間の稼働期間に限り、追加的な知見の促進

④その他

- 水素・水素分
- 電力市場脱炭
- サハリン
- 不確実
- ともに、
- この他、代自動港湾等備投資

②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- 昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めるため、GX経済移行債を創設し（国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す）、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
 - 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入（低い負担から導入し、徐々に引上げ）する方針を予め示す。
- ⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

- (i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】
- (ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」※を段階的に導入【2033年度～】

※ CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの

(3) 進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。
- これらのうち、法制上の措置が必要なものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。

債務情報の脱成、進。

再エネ政策の今後の進め方

～2023春

～2025

2030年

2050年

【次世代ネットワークの構築】

- 再エネ適地のポテンシャルを有効活用するための**北海道からの海底直流送電の整備**（200万kW新設（2030年度））
- 東西の更なる連系**に向けた50/60Hz変換設備の増強(210万→300万kW(2027年度))
- 2022年度中に策定予定の**マスタープランに基づく系統整備**（約6～7兆円：広域機関による試算）
- 系統投資に必要な**資金（数兆円規模）の調達環境の整備**（系統整備の交付金（再エネ賦課金等を原資）の交付期間の拡充
公的機関による貸付）

【調整力の確保】

- 定置用蓄電池の導入加速**
 - 2030年に向けた導入見通しを策定し、民間企業の投資を誘発
 - 市場整備等による収益機会の拡大・円滑に系統接続できる環境整備・導入支援等によりビジネスを早期自立化

①再エネ大量導入に向けた
系統整備/調整力の確保

●長期脱炭素電源オークション

- 2023年度より実施する長期脱炭素電源オークションを通じ、蓄電池、揚水、水素・アンモニア等の調整力を有する脱炭素電源に対する投資を促進

●水素・アンモニアの活用

- 大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築、余剰再エネ等を活用した国内における製造
既存燃料との価格差に着目した支援・拠点整備支援を含む、規制・支援一体型での包括的な制度整備

導入量（水素/アンモニア）
2030年:300万t / 300万t
2050年：2000万t/3000万t

【イノベーションの加速】

- 国産 次世代型太陽電池**（ペロブスカイト/屋根や壁面などの有効活用）
ユーザー実証（2023年度～）→需要創出（2026年度～）→早期のGW級の量産体制（2030年度）
- 洋上風力**
浮体式導入目標検討（2023年度）→実海域の浮体式実証（2023年度～）→浮体式入札（2020年代後半）
セントラル方式による風況・海底調査（2023年度～）→調査を踏まえた入札（2025年度～）

太陽光
2030年:104-118GW

1GW/年以上の案件組成

洋上風力案件組成
2030年:10GW
2040年:30-45GW

【国産再エネの最大限導入】

②国産再エネの
最大限の導入
2030年36～38%実現
(2021年10月閣議決定)

- 事業規律の強化**に向けた制度的措置の強化
- 国民負担軽減も見据え、入札制度の活用・新制度（FIP）の活用（2022年度～）**
- 地域と共生した再エネの導入拡大**
 - 公共部門の率先実行：設置可能な建築物等の約50%の導入（6.0GW）
 - 改正温対法に基づく促進区域制度等を通じた地域共生型再エネの推進（8.2GW）
- 既設再エネ（太陽光約60GW）の最大活用**：増出力・長期電源化に向けた追加投資の促進
- 廃棄等費用積立制度**の着実な運用、**2030年代後半の大量廃棄**に向けた計画的対応

GX実現に向けた基本方針
(2023年2月10日閣議決定)
参考資料より抜粋

- 環境は、経済、社会の基盤。豊かな環境があつてこそ、持続可能な経済、社会が実現する。
- 環境省は、GX・カーボンニュートラルの実現に向け、地域、企業、国民一人ひとり（暮らし）、それぞれの目線に立ち、多様な政策と環境政策を統合し、社会の仕組みやライフスタイルの変革を進め、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を加速していく。
- その際、環境保全の観点からのチェック機能を活かし、国民の安心感を醸成しながら、社会的な合意形成を促進する視点が重要。キーワードは、「透明性」「見える化」「チェック&バランス」「バリューチェーンを通じた取組」「社会課題の解決（ソリューションの提示）」など。

【個別施策】

■再エネの最大限導入（公共施設、地域脱炭素など）：

- ・公共施設での太陽光発電導入の率先実行
- ・地域脱炭素の推進のための交付金や温対法に基づく促進区域等を活用した、地域共生型再エネの導入
- ・民間企業による自家消費型太陽光の導入
- ・風力発電促進のための環境アセスの最適化、地熱開発の加速化や廃棄物発電の導入
- ・地域の水素サプライチェーン構築、脱炭素化支援機構による投資促進、太陽光パネル等の廃棄・リサイクル 等

■省エネ（くらし・自動車・資源循環）：住宅の断熱改修支援や住宅・建築物ZEH・ZEB化の支援、商用車の電動化促進、動静脈連携による資源循環の促進

■脱炭素経営の促進：地域金融機関含めた地域ぐるみでの支援体制の構築、削減目標・計画の策定支援 等

再生可能エネルギーの導入推移と2030年の導入目標

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、設置しやすい太陽光発電は、2011年度0.4%から2021年度8.3%に増加。**再エネ全体では、2011年度10.4%から2021年度20.3%に拡大。**
- エネルギーミックスでは、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の**野心的目標**として、**電源構成36-38%**（合計3,360～3,530億kWh程度）の導入を目指す。

<再エネ導入推移>

	2011年度	2021年度	2030年度ミックス
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	20.3% (2,093億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)
太陽光	0.4%	8.3%	14-16%程度
	48億kWh	861億kWh	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%	5%程度
	47億kWh	94億kWh	510億kWh
水力	7.8%	7.5%	11%程度
	849億kWh	776億kWh	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%	1%程度
	27億kWh	30億kWh	110億kWh
バイオマス	1.5%	3.2%	5%程度
	159億kWh	332億kWh	470億kWh

※21年度数値は2021年度エネルギー需給実績(確報)より引用

太陽光発電の導入拡大に向けた取組

第40回再エネ大量導入・次世代NW小委（2022年4月）資料1より抜粋

担当官庁	エネ基で掲げた施策	具体的な進捗状況	導入見込み量GW (億kWh)
政策強化			
環境	公共部門の率先実行	政府実行計画において、設置可能な建築物等の約50%以上に太陽光発電設備導入を目指す旨を明記。全国の都道府県・市町村に向け、政府実行計画に準じた率的取組を求める旨の通知を发出。実行計画マニュアル策定や設備導入支援を実施。今後、環境省の調査により導入状況等をフォローアップ。	6.0 (75)
環境	地域共生型太陽光発電の導入	改正温対法によるポジティブソーニング等を通じた導入を促進。地域特性に合わせた導入支援に向けた取組を支援。	4.1 (51)
国交	空港の再エネ拠点化	「空港分野におけるCO2排出削減に関する検討会」を開始し、再エネ導入を含む、空港脱炭素化のための調査を進めるため、重点調査空港として21空港を選定（うち、10空港の太陽光設備の導入を検討）。令和4年3月、空港の脱炭素化を進めるための取組に関するガイドラインを策定。	2.3 (28)
野心的水準			
環境	民間企業による自家消費促進	自家消費型の太陽光発電の導入促進に向け、令和3年度補正予算（113.5億円の内数）及び令和4年度当初予算（38億円の内数）において、オンサイトPPA等による導入を支援。	10.0 (120)
経産/ 国交/ 環境	新築住宅への施策強化	2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備がされることを目指すとの目標を掲げ、FIT制度やオンサイトPPAによる導入支援、認定低炭素住宅に対する住宅ローン減税における借入限度額の上乗せ措置等による導入を支援。ZEHについては、3省で連携し、令和3年度補正予算30億円の内数及び令和4年度当初予算390.9億円の内数により支援。	3.5 (40)
環境/ 農水	地域共生型再エネの導入促進	改正温対法によるポジティブソーニング等及び農山漁村再エネ法との連携を通じた導入を促進。	4.1 (50)

2. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組

2-1. 公共施設での率先実行

政府実行計画（2021年10月22日閣議決定）（概要）

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 目標を2030年度までに**50%削減**（2013年度比）と設定。その達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化、電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも

2030年度までに**全て電動車**とする。

※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

〈太陽光発電の目標実現に向けて〉

- 公共部門（政府・地方公共団体）での太陽光発電6.0GWの導入（2030年度）達成に向け、環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を開催。（第1回：本年9月）
- 政府全体（防衛省を除く）の導入ポテンシャルから、6.0GWに対応する政府の導入目標を114MW（0.1GW）と設定。**年度内に各府省庁において整備計画を策定**。
- 地方公共団体の保有施設については、関係省庁の協力も得てポテンシャルを調査したうえで、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、**年度内に施設種別（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）の導入目標を設定**する。

政府施設の太陽光発電の導入割合と今後の取組

- 政府実行計画において、**2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととしている。**
- 昨年度、政府保有の全ての建築物・敷地について調査した結果、政府全体（防衛省を除く）の太陽光発電の導入ポテンシャルは6829件。設置可能な建築物・敷地に対する導入割合は、2021年度実績で12.8%、2022年度見込みを加えた場合で13.1%。
- 今年度は、**6.0GWに対応する政府の導入目標114MW（0.1GW）を設定。各府省庁で整備計画を策定予定。**

府省庁名	太陽光発電の設置状況[建築物+敷地] (2021年度までの実績)			太陽光発電の設置状況[建築物+敷地] (2021年度までの実績+2022年度新規導入見込み)				太陽光発電の導入ポテンシャル [建築物+敷地] (2021年度までの実績+ 新規導入ポテンシャル)		導入目標 (全体ポテンシャル× 50%-設置状況 (2021実績)) (〇は目標値を超えて導 入済みの設備容量 (kW))
	設置件数	設置可能な建 築物・敷地に対 する導入割合	設備容量	設置件数	設置可能な建 築物・敷地に対 する導入割合	設備容量 (2022年度 新規導入)	設備容量 (累積)	設置件数	設備容量	
	(件)	(%)	(kW)	(件)	(%)	(kW)	(kW)	(件)	(kW)	(kW)
内閣官房	3	60.0	447	3	60.0	0	447	5	476	(209)
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	0.0	0	0	0.0	0	0	2	252	126
内閣府	9	47.4	228	9	47.4	0	228	20	608	76
宮内庁	11	34.4	160	14	43.8	61	221	31	2,188	934
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	17	32.7	297	17	32.7	0	297	52	3,985	1,695
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	80.0	91	4	80.0	0	91	5	112	(35)
法務省	179	7.4	3,938	180	7.4	120	4,058	2,419	120,940	56,532
外務省	6	85.7	160	6	85.7	0	160	7	440	60
財務省	226	18.6	3,002	227	18.7	10	3,012	1,216	35,329	14,663
文部科学省	1	100.0	70	1	100.0	20	90	1	70	(35)
厚生労働省	122	10.6	1,885	124	10.8	22	1,907	1,151	39,590	17,910
農林水産省	11	1.5	106	11	1.5	0	106	710	16,657	8,223
経済産業省	4	50.0	265	4	50.0	90	355	8	478	(26)
国土交通省	169	19.1	1,856	178	19.9	78	1,934	893	26,610	11,449
環境省	113	36.9	949	114	37.1	31	980	307	5,934	2,018
防衛省	15	-	162	15	-	0	162	(※)	(※)	(※)
会計検査院	2	100.0	50	2	100.0	0	50	2	50	(25)
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政府全体	892	12.8%(※)	13,666	909	13.1%(※)	431	14,098	6829(※)	253719(※)	113686(※)

(※)：防衛省は全国駐屯地・基地等の既存施設の更新に係る計画を2023年度から3か年にわたり作成する予定であり、計画ができたものから順次反映予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

・「設置可能な建築物・敷地」とは、複数の設問回答（立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等）により、建築物及び敷地における設置可能性判定を「A：設置可能性が高い」、「B：設置可能性は高いが、懸念事項あり」、「C+：設置が難しい（その他の要因）」、「C-：設置が難しい（技術的要因）」の4段階で評価し、「A：設置可能性が高い」または「B：設置可能性は高いが、懸念事項あり」の評価となったものを指す。なお、本判定は、簡易的に評価したものであり、実際に太陽光発電を設置するには、詳細な現地調査が必要となる。

・敷地は建築物に付随するものを対象としている。建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。 ・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

地方公共団体実行計画（事務事業編）について



- 地球温暖化対策推進法第21条に基づき、**地球温暖化対策計画に即して**、地方公共団体による地球温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
- 計画は以下の2種類で構成。
 - **事務事業編（すべての地方公共団体が策定義務の対象）**
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体自身の排出量の削減計画）
 - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務）**
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）
- 地球温暖化対策計画において、**地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取組を行う**ことが求められている。

地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）（抄）

第3節 公的機関における取組

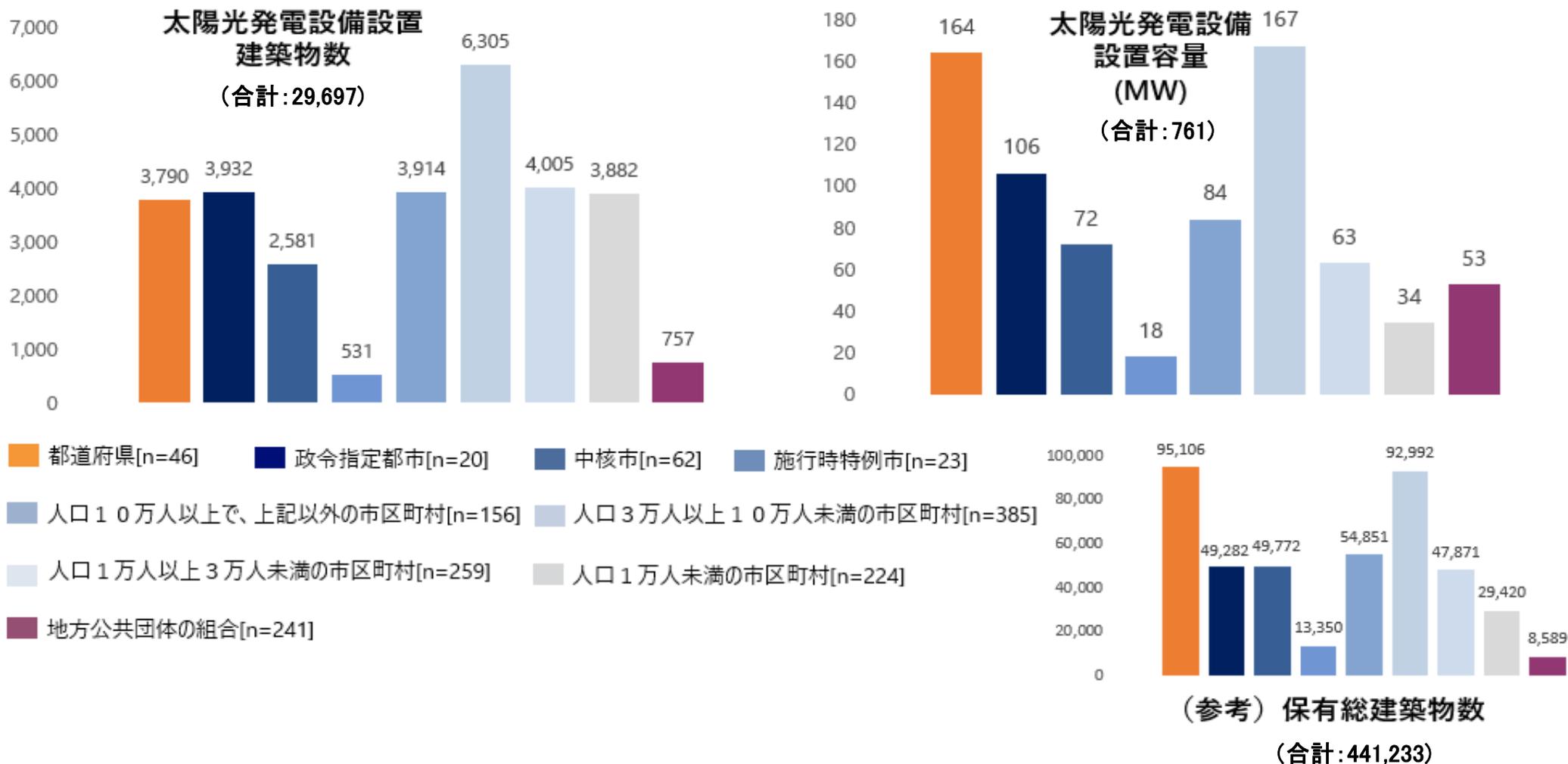
〈地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容〉

具体的な取組項目及びその目標

- 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- 具体的な取組として、特に、**地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入**、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、**国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施**する。

地方公共団体施設における太陽光発電設備容量実績

■ 自治体区分別の地方公共団体施設における太陽光発電設備設置実績は下記の通り。



出典：環境省地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和4年12月1日現在）

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和6年度要求額 4,000百万円（2,000百万円）】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

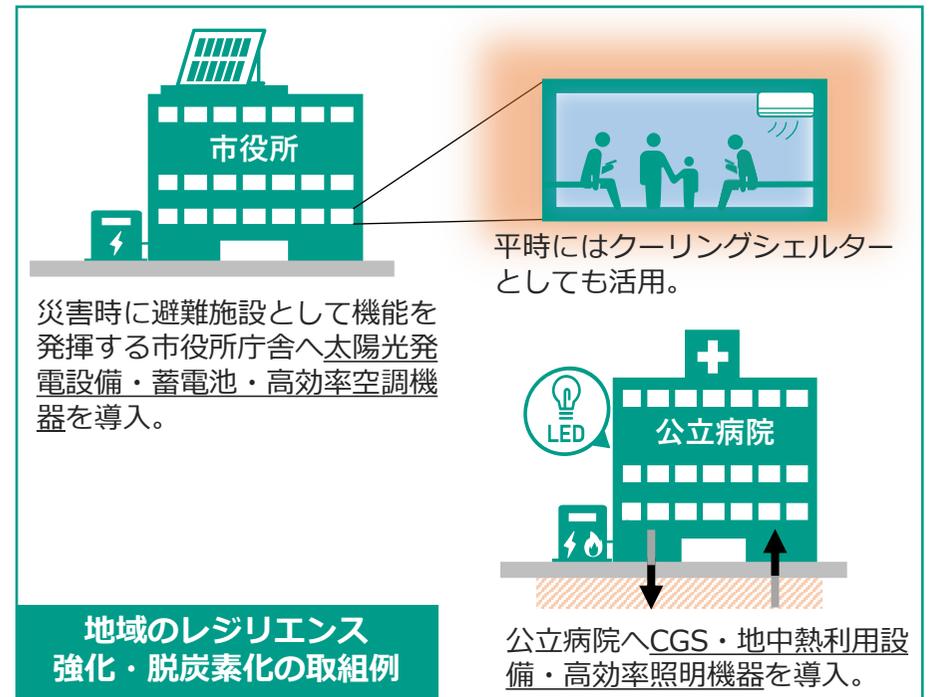
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設

- ・再生可能設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・未利用エネルギー設備等



2. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組

2-2. 地域共生型再エネの導入促進

地域共生型の再エネ導入の推進

- 再エネの最大限の導入のためには、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地域共生型再エネ導入加速化支援パッケージによる支援を実施



ソーラーシェアリングにより既存産業の収益性向上



売電収益を地域の再エネ・省エネ設備への再投資に活用

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- 地域における合意形成が不十分のまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町^{おがわまち}での事例）
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が崩落した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

※いずれも、環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」より



環境配慮型栽培ハウスのイメージ

地域 ビジネス 創生

地域資源である再エネ（太陽光、風力、バイオマス）など最大限導入

新しい雇用、再エネによる地域経済活性化

分散型エネルギーシステム（再エネ+蓄電池などで自給自足）

住宅・建築物の省エネや、電動車のシェアリング（共用）による暮らしの脱炭素

快適な 暮らし

電力料金の節約、安全安心な暮らし（ヒートショックや熱中症予防）、地域の足の確保

災害時も 安心

台風・地震等で停電しない地域づくり



台風被害で停電したが、迅速に復旧した千葉県睦沢市

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月) 対策・施策の全体像



- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、**重点対策を実行**（脱炭素の基盤となる対策。自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）

2020 **2025** 2030 2050

5年間の集中期間に
政策総動員

- ① **少なくとも100か所の脱炭素先行地域**
- ② **重点対策を全国津々浦々で実施**

★ **基盤的施策**

全国で多くの**脱炭素ドミノ**

2050年を
待たずに

脱炭素で強靱な活力ある
地域社会を全国で実現

「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

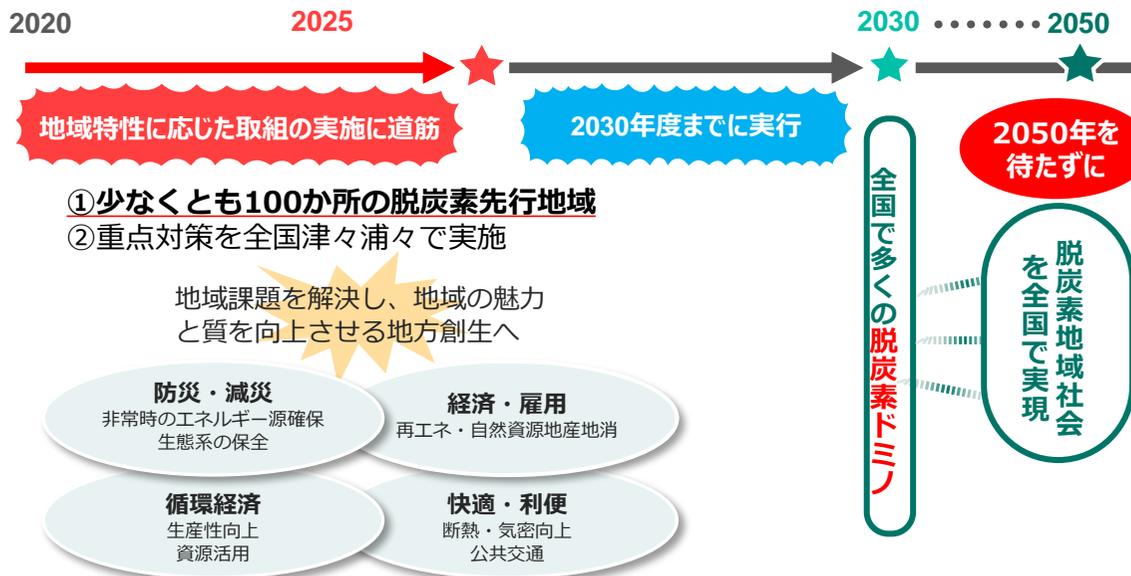
脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$



スケジュール

	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 検討中
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	秋頃	未定
選定数	26（提案数79）	20（提案数50）	16（提案数58）	12（提案数54）	-

※今後の選定状況次第で、2025年度を待たずに募集を終了する可能性があります。

地域脱炭素の推進のための交付金

～地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金～



2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む**地方公共団体等**に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、**概ね5年程度にわたり継続的かつ包括的に支援**する。

地域脱炭素の推進のための交付金

令和5年度予算 35,000百万円 (20,000百万円)
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和5年度予算 32,000百万円 (20,000百万円)
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

特定地域脱炭素移行加速化交付金

令和5年度予算 3,000百万円 (新規)

脱炭素先行地域づくり事業

重点対策加速化事業

民間裨益型自営線マイクログリッド事業

交付対象

脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体
(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

自家消費型の太陽光発電など重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体

脱炭素先行地域内において、民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築された地域(特定地域)の地方公共団体

交付率

原則 2 / 3 ※1

2 / 3 ~ 1 / 3、定額

原則 2 / 3 ※1

上限額

50億円 / 計画 ※2

都道府県：20億円、市区町村：15億円

50億円 / 計画 ※2

支援内容

再エネ設備	基盤インフラ設備	省CO2等設備等
<ul style="list-style-type: none"> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入(※3) 再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等

重点対策の組み合わせ等

- 自家消費型の太陽光発電(※3)
- 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- 業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導
- 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ゼロカーボン・ドライブ

自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術(再エネ・省エネ・蓄エネ)等であって、民間事業者への再エネ供給に資する設備導入や、民間事業者による省エネ等設備投資



※1 財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は、一部の設備の交付率を3 / 4

※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額：50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の1 / 2 (上限10億円))

※3 令和4年度第2次補正予算以降において、公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

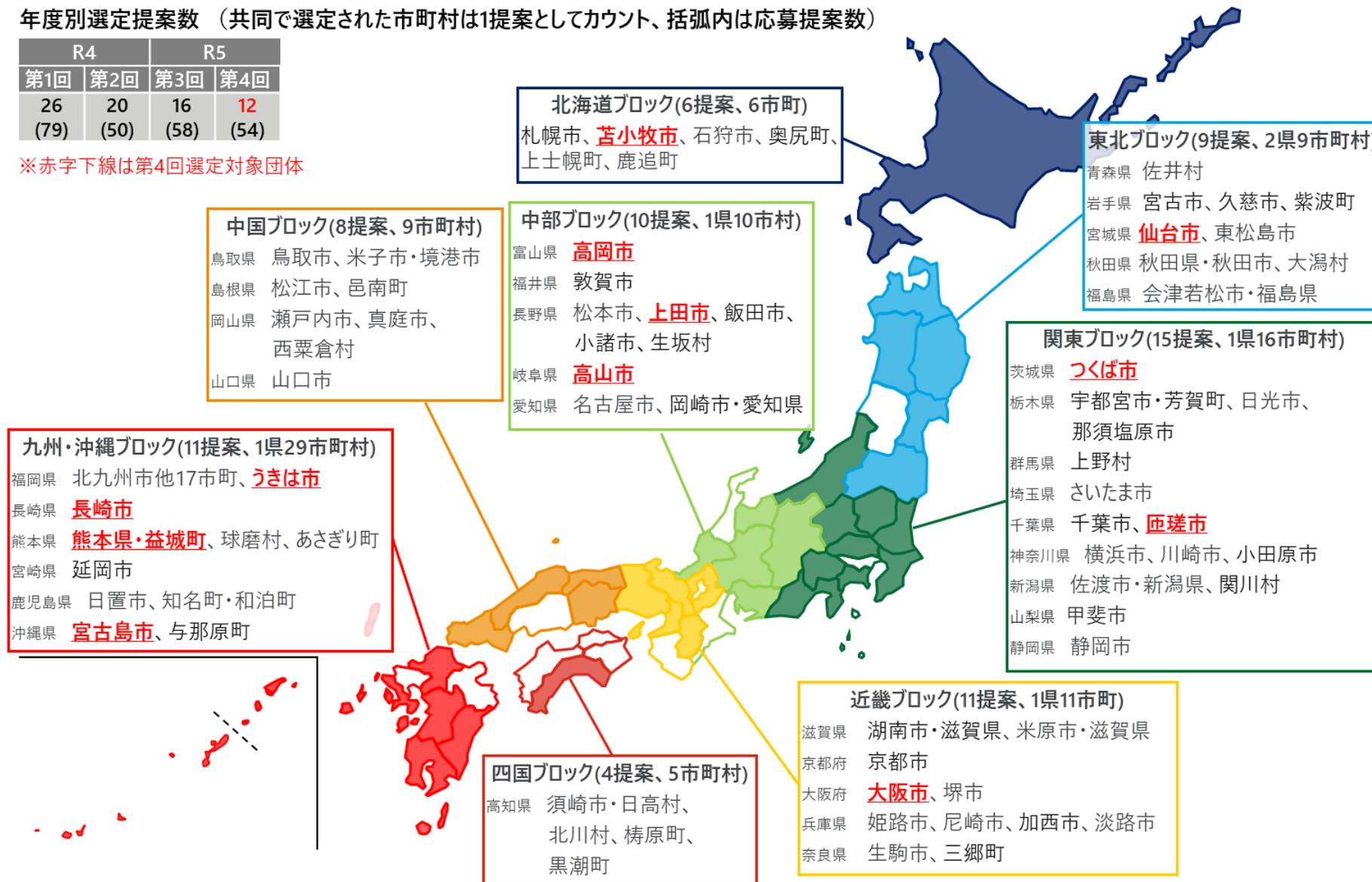
脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第4回）

■ 第4回までに、全国36道府県95市町村の**74提案**が選定された。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5	
第1回	第2回	第3回	第4回
26	20	16	12
(79)	(50)	(58)	(54)

※赤字下線は第4回選定対象団体



(参考) 脱炭素先行地域の選定事例

脱炭素で漁村・市街地の復興促進 (岩手県宮古市)

- 太陽光発電・大型蓄電池を最大限活用し、震災復興を進めている**漁村**、**市街地**が連携し、脱炭素化
- 地域新電力の収益を福祉など地域課題を解決する公共サービスに再投資する「**宮古市版シュタットベルケ**」を推進



LRTを中心としたゼロカーボンムーブの実現 (栃木県宇都宮市・芳賀町)

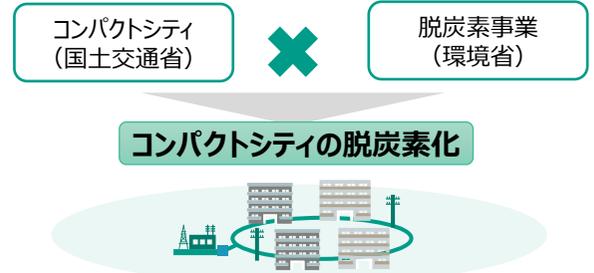
- 太陽光発電・大規模蓄電池を導入して100%再生エネで稼働するLRTやEVバスを中心に**ゼロカーボンムーブ**を実現
- 需要家側蓄電池の制御やEVバスを調整電源として活用し、**高度なEMS**を構築し、中心市街地の脱炭素化を実現



全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit
(令和5年8月供用開始予定)

コンパクトシティ×脱炭素 (長野県小諸市)

- 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画で定める**都市機能誘導区域**における施設の集約化と合わせて、**エネルギーマネジメント**を前提とした**再生エネ導入**やマイクログリッドの構築、**100%再生エネ稼働によるEVモビリティシステム**導入に取り組む。



トマト栽培ハウスの熱供給の脱炭素化による農家の経営安定化 (高知県須崎市・日高村)

- 点在する**遊休地**を活用して**太陽光発電を導入**し、**民間裨益型自営線マイクログリッド**を構築し、電気から温水を製造・**蓄熱**して、夜間にトマト栽培ハウスの暖房に使用
- **トマト**生産農家の農業ハウスにおいて、加温のために使用する**重油の価格高騰**による経営圧迫に対応するとともに、農業の事業継続性を確保して、地域の**農業の収益性向上**を図る。



脱炭素で耕作放棄地再生 (滋賀県米原市・滋賀県)

- **耕作放棄地**において、**ソーラーシェアリング**を実施するとともに、**AI・IoTを実装した環境配慮型栽培ハウス**(空調等に省CO2設備導入・リユース単管パイプ等)を導入し、公共施設等を脱炭素化することで、農福連携等を推進



環境配慮型栽培ハウスのイメージ

再生エネ最大導入等による地域産業の競争力強化 (福岡県北九州市)

- 産業都市として、脱炭素を活かした**中小企業含む産業競争力強化が課題**
- 北九州都市圏域の公共施設等を活用し、再生エネ・EV/蓄電池の第三者型所有モデルを構築し、**中小企業等へ展開し、脱炭素と生産性向上を支援**



<北九州都市圏エコリサイクル企業群対象エリア>

(参考) 重点対策加速化事業の取組例

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援**を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再エネ導入等の底上げを図るもの
- **再エネ発電設備の一定以上の導入が必要**（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）

重点対策① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【京都府京都市の事例】

- **条例で独自に義務付ける基準量以上の再エネを導入する約700施設への太陽光発電導入を支援。**



事業所の屋根置き太陽光発電設備

重点対策② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

【高知県の事例】

- **県内市町村と連携し、JA等への木質バイオマス設備約60台の導入を支援。**



ビニールハウス用
バイオマスボイラー

重点対策③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

【長野県の事例】

- 警察駐在所を**ゼロカーボン駐在所としてZEB化**



ゼロカーボン駐在所

重点対策④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

- 県独自の**高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入**を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



やまがた健康住宅 (資料) 飯豊町

重点対策⑤ ゼロカーボン・ドライブ

【島根県美郷町の事例】

- **個人への車載型蓄電池75台導入**を支援（町の協調補助あり）。**災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用。**

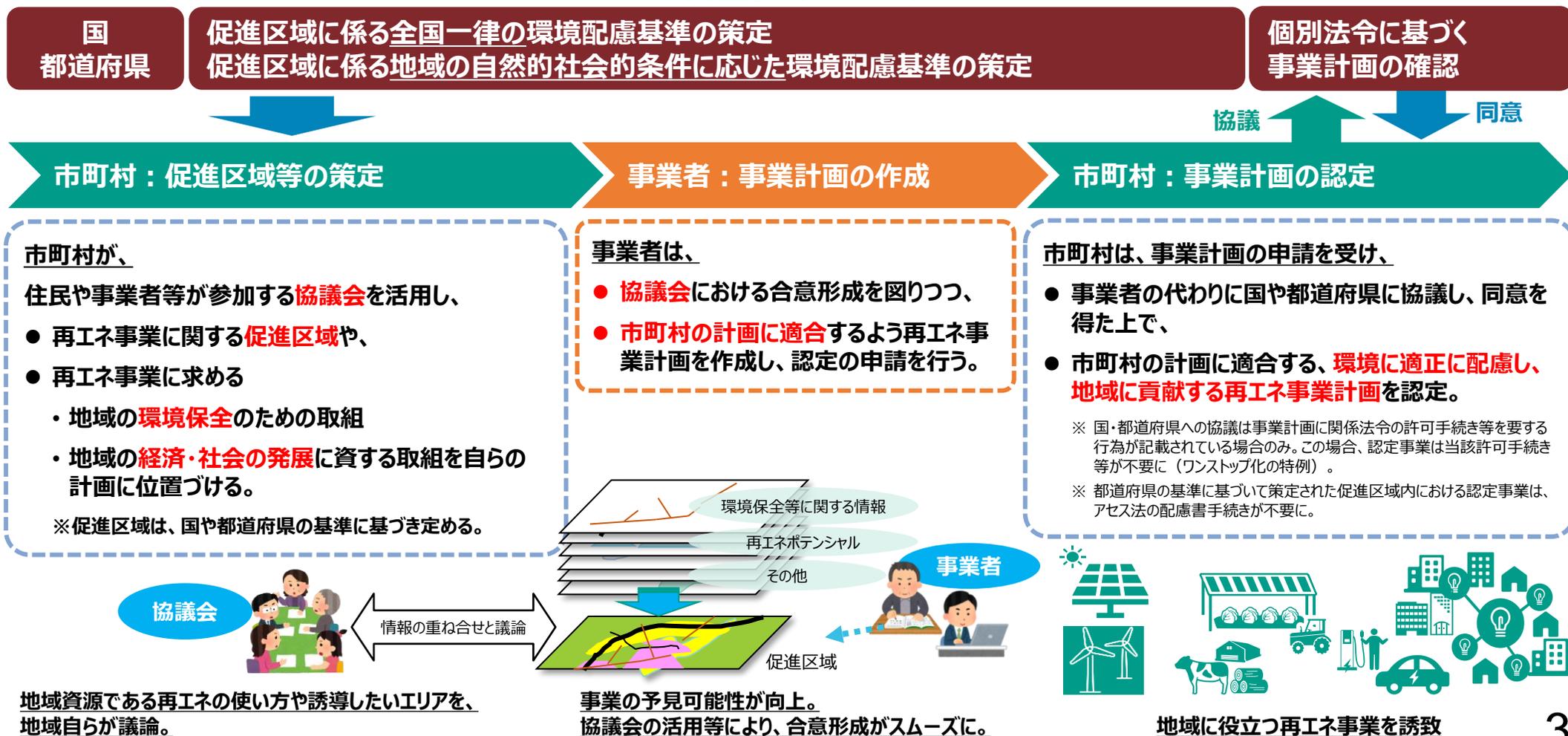


電気自動車からの外部給電

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



促進区域の設定状況（令和5年10月時点）

■ 令和5年10月時点で、**12市町村が促進区域を設定**。各市町村の促進区域は以下のとおり。

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根 ・産業団地
- ・町が所有する土地 ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区(営農を営むために必要とするものを除く。)、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根 ・公共用地

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上 ・住宅以外の建物の屋根上

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部 ・島しょ部地域の一部
- ・市が所有する土地（未利用地）

徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根 ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

富山県富山市（太陽光）

- ・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

- 「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において、**促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援**する。
- また、同事業では、**促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。**

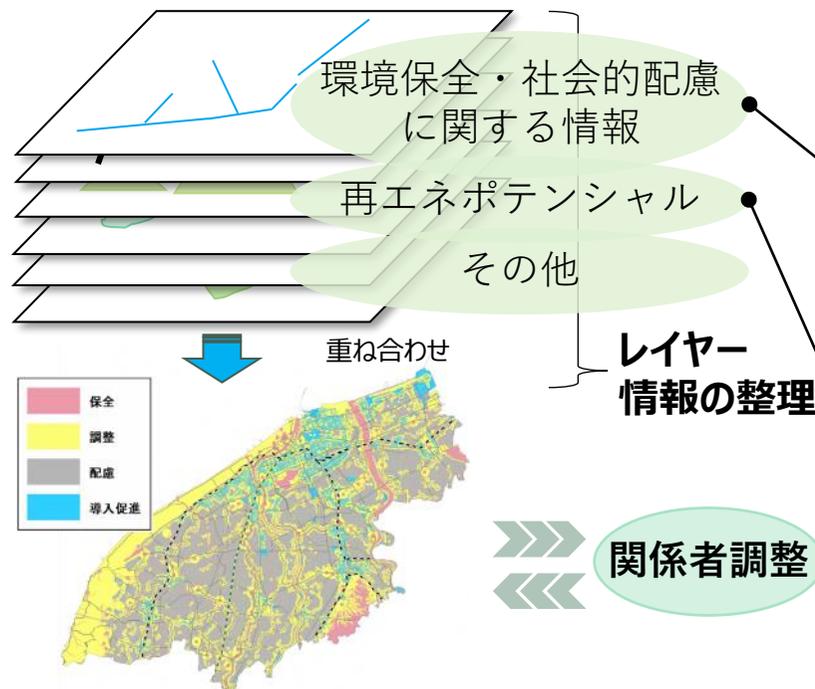
ゾーニング支援の概要

事業内容

- **ゾーニングに関する情報収集等**
 - 環境配慮事項、事業性等に係る情報の重ね合わせ
 - 地域特有の環境配慮事項の追加的な現地調査

- I. 既存情報の収集
- II. 追加的環境調査等の実施
- III. 有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取
- IV. ゾーニングマップ案の作成

※事業の成果は地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映が必須。



（例）太陽光発電ゾーニングマップ

出典：新潟市太陽光発電及び陸上風力発電に係るゾーニング報告書（素案）
（令和4年3月 新潟市）

扱う情報

- 【国の基準】
- 【都道府県基準】
 - ・自然環境保全地域、砂防指定地、学校等
- 【市町村が考慮すべき事項】
 - ・その他環境保全の観点から考慮が必要な事項
 - ・社会的配慮の観点から考慮が必要な事項
- 【再エネポテンシャル】
 - ・パネル設置可能面積、風況等

補助要件等

- ・交付率：3/4
- ・交付上限：2,500万円
- ・交付対象：地方公共団体
- ・実施期間：～令和7年度

※事業内容及び補助要件等は、令和4年度第2次補正予算、令和5年度予算のもの

計画づくり支援事業によるゾーニングの実施状況

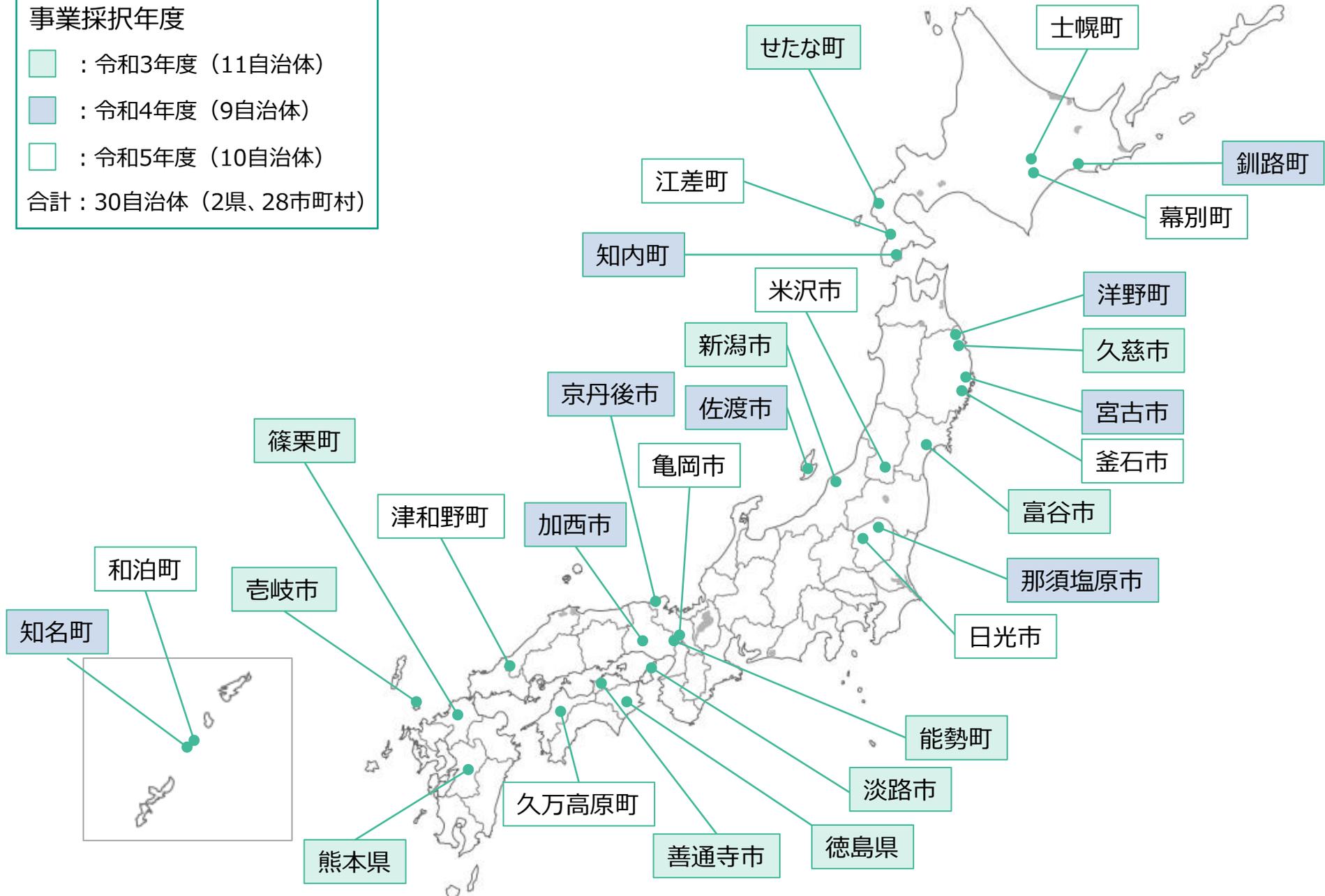
事業採択年度

■ : 令和3年度 (11自治体)

■ : 令和4年度 (9自治体)

□ : 令和5年度 (10自治体)

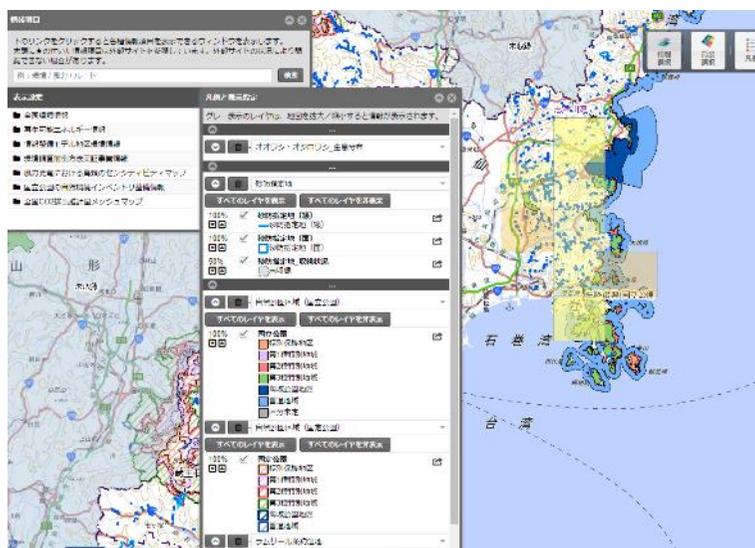
合計 : 30自治体 (2県、28市町村)



実行計画策定/促進区域設定等に資する技術的支援制度

環境アセスメントデータベース「EADAS」

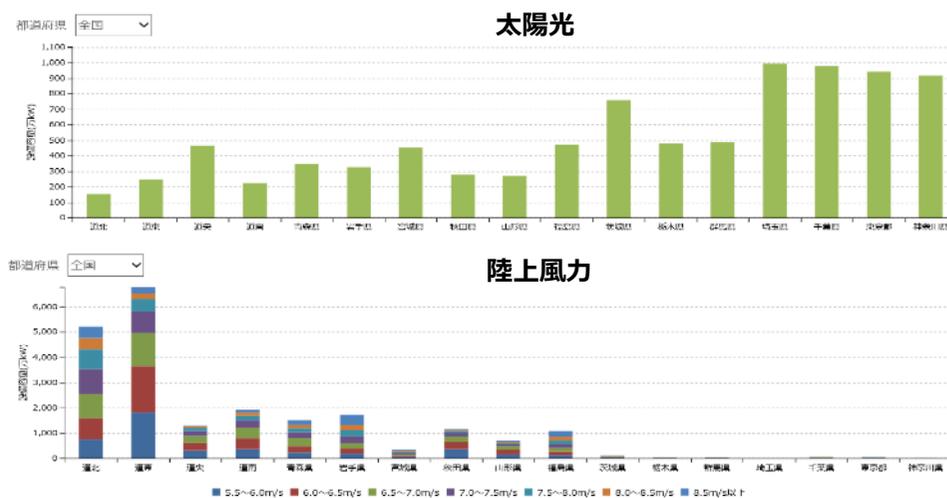
- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上の**GISシステムで一元的に提供**。



再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」

- 誰もが把握・利活用しやすい**再エネポテンシャルのデジタル情報を提供**するシステム。
- 任意の区域内のポテンシャル情報の表示など、**促進区域や再エネ目標設定を支援するツールも整備**している。

自治体別（都道府県別、市町村別）にポテンシャル情報を表示



主な機能・特徴

- 全国環境情報
- 再生可能エネルギー情報
- 風力発電の鳥類センシティブリティマップ



などの豊富な情報を一元的に管理

出典：再生可能エネルギー情報システム「REPOS」から作成
(<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>)

出典：環境アセスメントデータベース「EADAS」(<https://www2.env.go.jp/eiadb/>)

検討会概要

- 地域脱炭素化促進事業制度の施行状況等を踏まえ、地域共生型再エネの推進を中心に、地域脱炭素施策を加速させる **地方公共団体実行計画制度等の在り方について**議論。地方公共団体や民間事業者等に対するヒアリングを行い、**2023年8月にとりまとめを公表**。

地域脱炭素・地域共生型再エネの促進に向けた対応の方向性

（１）地域脱炭素化促進事業制度

- **市町村の支援強化**
(REPOS等の情報ツールやマニュアルの拡充等)
- **地域脱炭素化促進事業への経済的インセンティブの強化**
(税制措置・予算措置を含めたあらゆる選択肢の検討)
- **地域脱炭素化促進事業制度の強化・合理化**
(促進区域の設定における都道府県の関与強化等)
- **他の関連する制度との連携**
(建築物省エネ法、農山漁村再エネ法、固定価格買取制度等との連携)
- **次世代太陽電池の需要創出**

（３）中長期的な検討課題

- **系統整備・運用との連携**

（２）地方公共団体実行計画の策定・実施

- **広域連携、他計画との一体策定の促進**
- **地方公共団体の関係部局間の連携を促進するための関係省庁の連携強化**
(通知等を通じた地方公共団体の関係部局間の連携体制構築促進)
- **実効的な計画策定に向けたマニュアルの見直し**
(地方公共団体向けの脱炭素施策集、検討手順等の整理)
- **地域脱炭素の見える化の促進**
(環境省サイトにおける発信の強化、地域共生型再エネ事例集の整理等)
- **金融面からの地域脱炭素支援**
(株式会社脱炭素化支援機構や地域金融機関等を通じた資金供給の円滑化、脱炭素アドバイザー資格制度等を活用した人材育成)
- **地域の持続可能な発展に資する再エネ事業の促進**
- **地域脱炭素施策の実行のための中間支援体制の構築**
(環境省地方環境事務所、都道府県、地球温暖化防止活動推進センター、脱炭素まちづくりアドバイザー等の既存の支援枠組みの成果等も踏まえた、中間支援体制の在り方の検討)

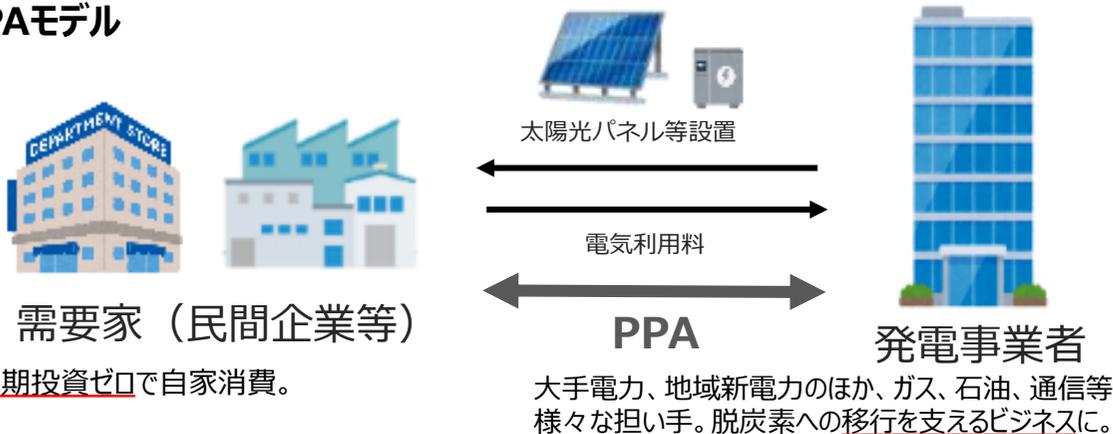
2. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組

2-3.民間企業による自家消費型太陽光の導入促進

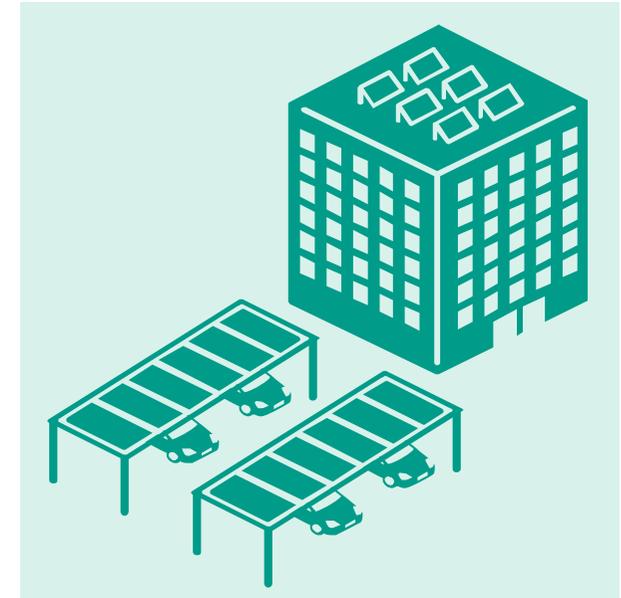
民間企業等による自家消費型太陽光発電の促進

- 自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、電力系統への負荷も低減できる。
- 環境省では特に、PPAやリースなど、初期費用ゼロで太陽光発電設備等を導入できる仕組みの支援を行っている。
- また、再エネポテンシャルを有効活用するため、ソーラーカーポートなどの新たな手法による太陽光発電の導入の促進も行っている。

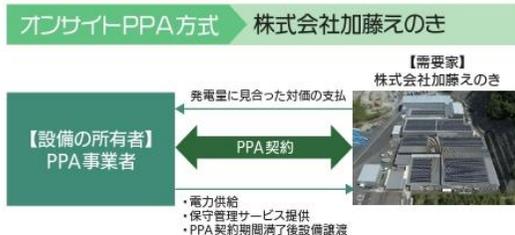
■ PPAモデル



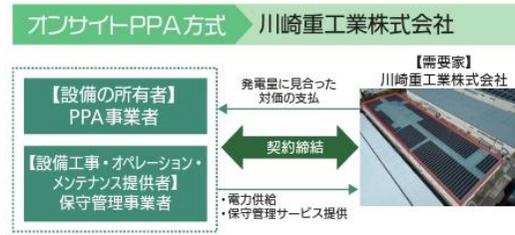
■ 駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



■ 採択事例



オンサイトPPAにより太陽光発電設備を設置。再エネ自家発電により日中の電力購入量が減ることで、デマンド値(30分間に消費された電力の平均値)を抑えることができ、電気の基本料金を削減できた。



発電事業者(PPA事業者)と保守管理事業者および川崎重工業の三社で実施した。川崎重工業は、発電量に応じた料金を保守費込みでPPA事業者を支払うスキームである。

再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上での新たな手法

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度要求額 19,337百万円 (4,260百万円)】 環境省

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

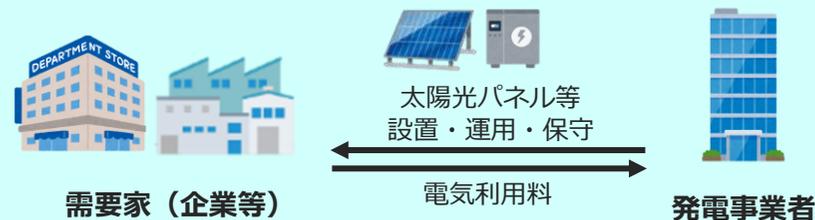
* EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) (5) (7) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

民間企業等による自家消費型太陽光発電の促進 (令和3年度及び令和4年度補助事業の実施結果)

- 環境省では、民間企業における自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入を加速するため、補助事業を実施。
- 令和3年度の採択実績は、屋根太陽光が184MW、駐車場太陽光が8.4MW。
- 令和4年度の採択実績は、屋根太陽光が175MW、駐車場太陽光が15.9MW。

【令和3年度】

屋根太陽光補助事業の採択実績（令和2年度第3次補正+令和3年度当初予算）

補助金所要額（千円）	太陽光パネル出力（kW）	パワコン出力（kW）	蓄電池容量（kWh）	採択件数	蓄電池導入数
8,839,952	229,333	184,169	6,428	728	85

駐車場太陽光補助事業の採択実績（令和3年度当初予算）

補助金所要額（千円）	太陽光パネル出力（kW）	パワコン出力（kW）	蓄電池容量（kWh）	採択件数	蓄電池導入数
702,475	10,135	8,413	180	27	8

【令和4年度】

屋根太陽光補助事業の採択実績（令和3年度補正+令和4年度当初予算）

補助金所要額（千円）	太陽光パネル出力（kW）	パワコン出力（kW）	蓄電池容量（kWh）	採択件数	蓄電池導入数
8,170,695	218,530	175,317	17,146	594	278

駐車場太陽光補助事業の採択実績（令和3年度補正+令和4年度当初予算）

補助金所要額（千円）	太陽光パネル出力（kW）	パワコン出力（kW）	蓄電池容量（kWh）	採択件数	蓄電池導入数
1,478,867	18,973	15,937	478	56	15

民間企業による自家消費促進（普及施策の展開）

「はじめての再エネ活用ガイド（企業向け）」を公表し、これから再エネ活用に取り組む企業を支援

「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」を開催し、環境省補助事業の紹介や事業者による事例発表

第2章 再エネ活用法

2. 具体的な再エネ活用法

(1) 敷地内の太陽光発電の導入

企業が所有（借入含む）する敷地内で太陽光発電を設置し、同一敷地内の需要場所に電力を調達する手法です。

具体的な調達手法

- 手法①：建物屋根への導入（P.15～P.17）（購入方式）
- 手法②：建物屋根への導入（P.18～P.20）（リース方式）
- 手法③：建物屋根への導入（P.21～P.23）（オンサイトPPA方式）

敷地内に十分なスペースがある！電気代高騰のリスクを抑えたい！

(2) 敷地外での太陽光発電の導入

企業が再エネ電力を調達したい需要場所の敷地外にて太陽光発電を設置し、そこから送電することで電力を調達する手法です。

具体的な調達手法

- 手法④：自営線方式（P.29～P.30）（主に自己保有）
- 手法⑤：自己託送方式（P.31～P.32）
- 手法⑥：自己保有又はオフサイトPPA方式（自己保有又はオフサイトPPA方式）（P.33～P.36）

敷地内に十分なスペースがない！電気代高騰のリスクを抑えたい！

(3) 再エネ電力メニューへの切り替え

現在の電力契約を、小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える手法です。

具体的な調達手法

- 手法⑦：小売電気事業者の再エネ電力メニューへの切り替え（P.37）

簡単な方法で再エネ電力を調達したい！できるだけ短期で再エネを取り入れたい！

(4) 再エネ電力証書の購入

電力と別に再エネ由来の環境価値だけを証書として購入する手法です。

具体的な調達手法

- 手法⑧：再エネ電力[クレジット]（P.38～P.39）
- 手法⑨：グリーン電力証書（P.38, P.40）
- 手法⑩：非化石証書（P.41）

今の電力の契約を変えたくない！できるだけ短期で再エネを取り入れたい！

<手法⑩：非化石証書の例>

再エネ電力取引所 → 発行 → 小売電気事業者 → 購入 → 電力の需要家

環境省 Ministry of the Environment

本文へ > English キーワード検索 🔍 検索 🌐

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表一覧 > 「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」の開催について

2022年09月08日 地球環境

「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」の開催について

To English

1. 環境省では、自家消費型太陽光発電設備の導入に取り組む事業者や自治体等に参考となるよう、環境省が実施する補助事業の紹介や、補助事業を活用した事例の共有を行うことを目的としたオンラインセミナーを開催します。

「自家消費型太陽光発電設備の導入」「ソーラーカーポートの導入」のパンフレットを公表し、太陽光導入についてPR

再エネ導入事例として、自家消費型・蓄電池やソーラーカーポート、営農地、ため池、廃棄物処分場、自営線等の事例を紹介

初期投資ゼロ

自家消費型太陽光発電設備の導入

自家消費型太陽光発電設備の導入メリット

- CO2削減の促進による環境貢献への貢献
- 電力料金に充当可能な削減効果
- 災害時の安心
- 企業イメージアップ

太陽光発電設備の導入を初期投資ゼロで行う方法として「オンサイトPPA方式」と「リース方式」があります。

オンサイトPPA方式とは

事業者が、事業者の設備（敷地内）に太陽光発電設備を設置し、事業者が電力を供給する方式です。PPAは、事業者が設備を所有し、電力を供給する方式です。PPAは、事業者が設備を所有し、電力を供給する方式です。

リース方式とは

リース会社が、事業者の敷地内（敷地内）に太陽光発電設備を設置し、事業者が電力を供給する方式です。リース会社は設備を所有し、電力を供給する方式です。

駐車場を活用したソーラーカーポートの導入について

自家消費型太陽光発電設備導入のメリット

- CO2削減の促進による環境貢献への貢献
- 電力料金に充当可能な削減効果
- 災害時の安心
- 企業イメージアップ

屋根を活用した太陽光発電だけでは十分な再エネ電力を得られない場合があります。駐車場を活用した「ソーラーカーポート」を導入することで、再エネの活用を一層進めることが可能です。

ソーラーカーポートとは

ソーラーカーポートとは、カーポートの屋根として太陽光発電パネルを設置し、カーポートの柱や壁面に太陽光発電パネルを設置する方式です。また、カーポートの柱や壁面に太陽光発電パネルを設置する方式です。

(参考) オフサイトからの自営線による再エネ調達の概要

- オフサイト（敷地外）に設置した太陽光発電設備から自営線（自社で設置した電線）を介して需要施設まで電力調達を行うもの。
- 需要施設の近隣に設備設置の適地が存在するものの、系統制約により系統を介しては電力需要施設まで送電できないようなケースにおいて、自営線を活用することで再エネ調達を実施できる可能性がある。

敷地外（オフサイト）に設置した太陽光発電設備

自営線を介して需要施設まで送電する

電力の需要家

2. 再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組

2-4. その他関連施策

株式会社 脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進



脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行う官民ファンド
「株式会社 脱炭素化支援機構」 設立
(地球温暖化対策推進法に基づき**2022年10月28日**に設立)

組織の概要

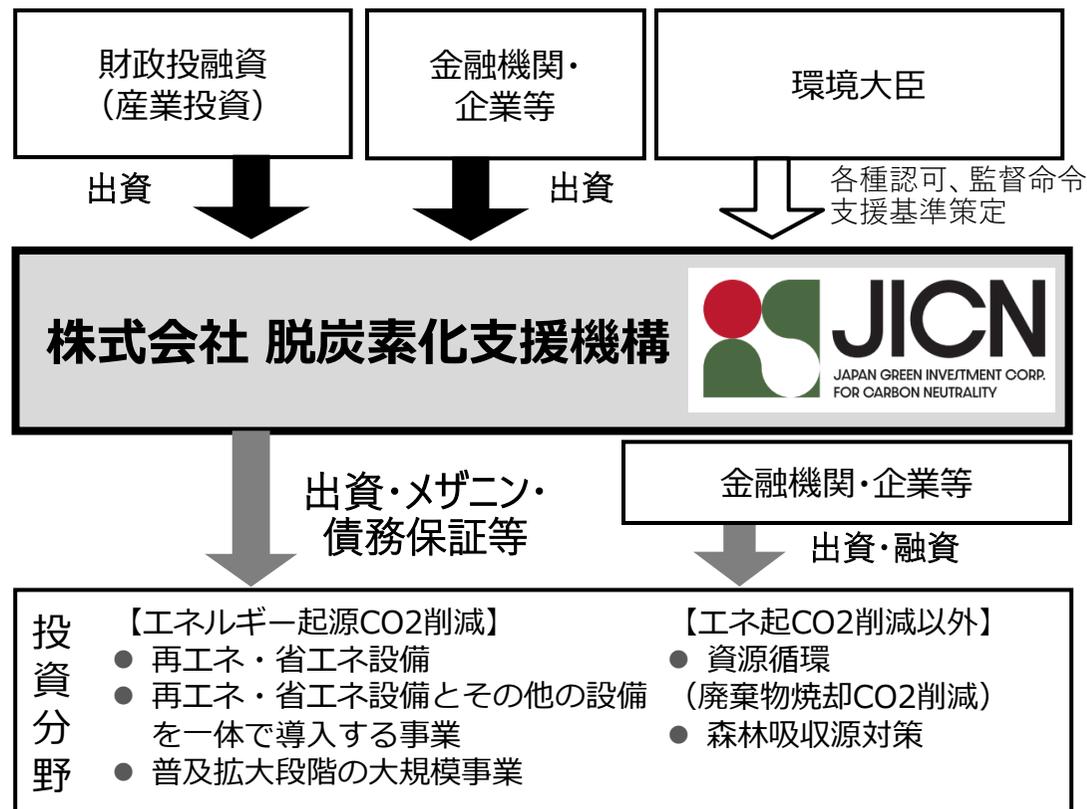
【出資金】217億円

- 民間株主（85社、108.5億円）：
 - ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
 - ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

- 国（財政投融資等、設立時108.5億円）
 - ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
 - ・**R6要求額：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）**

支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



(想定事業イメージ例)

- ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発
- ・プラスチックリサイクル等の資源循環
- ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼
- ・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

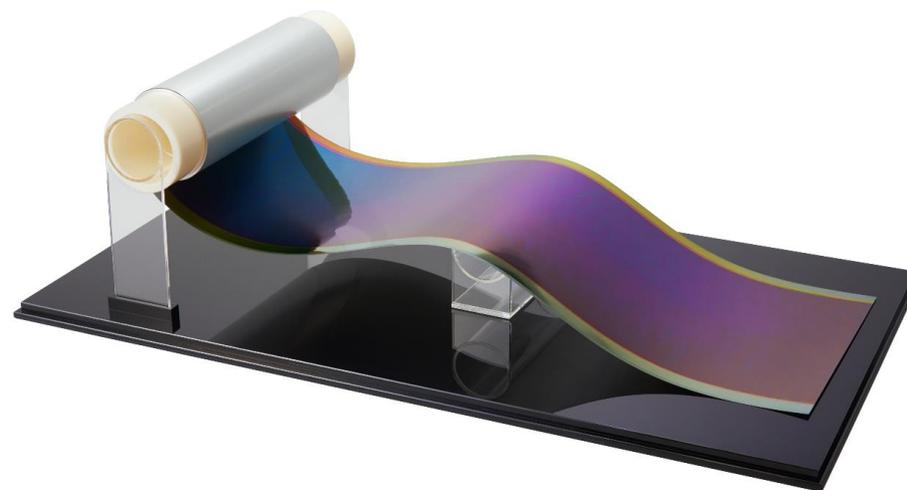
- これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への太陽光の導入を進めることが必要。
- **建材一体型太陽光**については、次年度以降**補助事業の対象として導入支援**を進める。
- 軽量で柔軟性を有する**ペロブスカイト**については、実用化に向けた実証等が進められている。今後、**政府施設や自治体施設における導入**に向け、調査検討を行う。

建材一体型太陽光発電



出典：大成建設株式会社

ペロブスカイト



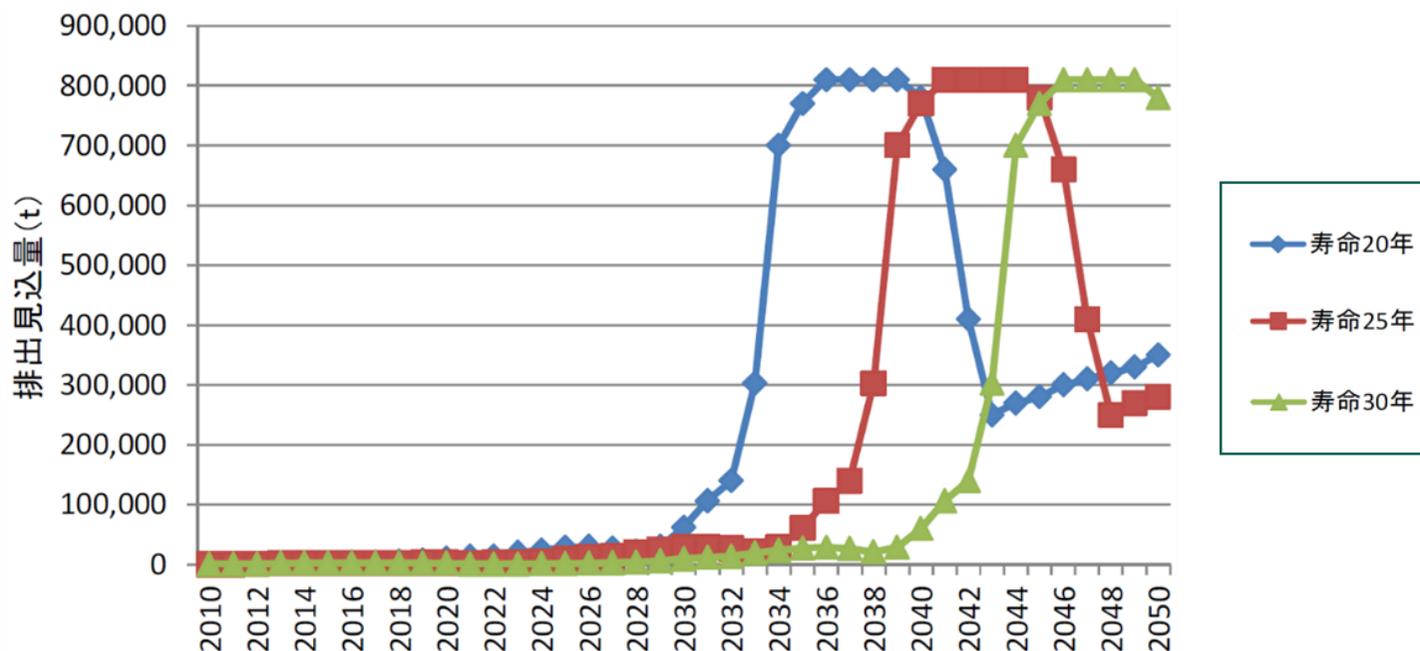
出典：積水化学工業株式会社

太陽光パネルのリサイクルについて

- 太陽光パネルの**2021年度の排出量は2,257t**。今後、FIT 制度により大量に導入されたパネルが一定の寿命を迎えると、**2030年代後半以降に年間50～80万 t**の排出が想定される。
- 環境省では、2016年に策定した「**太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン**」を2018年に改定し、有害物質情報の伝達に関する関係者の役割分担の明確化や、埋立処分をする場合には、より安全な管理型処分場での処分が必要である旨の明確化を行っている。
- 2023年4月に**環境省・経産省共同事務局の有識者検討会**※を立ち上げ、制度的対応も含めた具体的な方策について検討中。**論点を整理し年内目途に今後の方向性について結論を得る予定**。

※再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会

使用済み太陽光パネルの排出量推計（環境省推計）



※太陽電池モジュールの導入実績を設置形態別（住宅用・非住宅用）に集計し、将来の排出見込量を、①寿命到来による排出（20、25、30年）と、②修理を含む交換に伴う排出（毎年の国内出荷量の0.3%）とみなし、過去の導入実績データと導入量の将来予測データを併せて、推計を行っている。

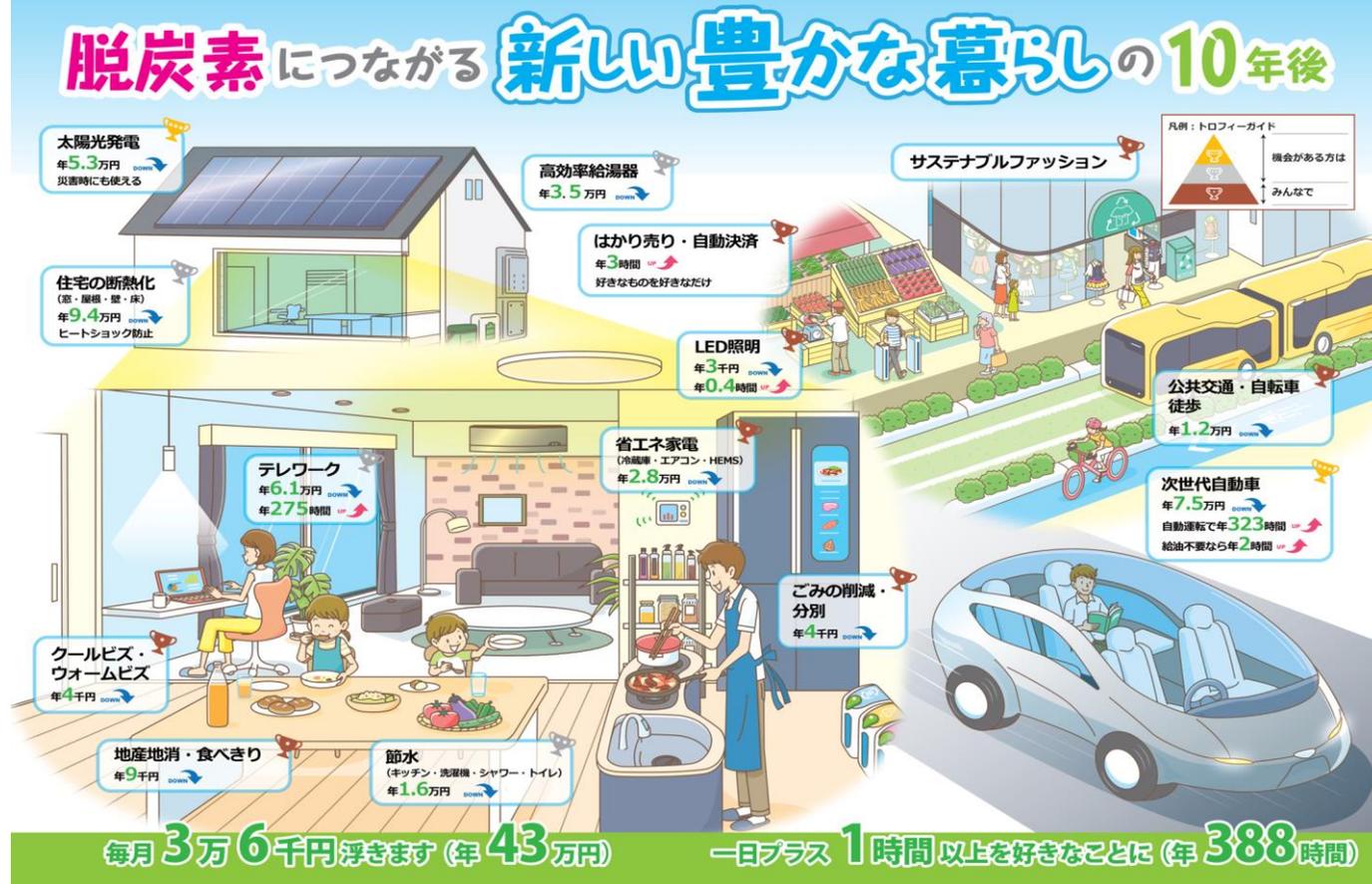
デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

- **脱炭素につながる新しい豊かな暮らし**の実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすべく、令和4年10月に発足。今から約10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案。
- 新しい国民運動と同時に発足した官民連携協議会※を通じて、官民連携のもと、国民・消費者の新しい豊かな暮らし創りを強力に後押ししていく。 ※917主体（281自治体、411企業、189団体、36個人 令和5年10月30日時点）
- 令和5年7月、愛称を『デコ活』に決定。同年8月、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言などを発信。

デコ活 くらしの中のエコろがけ

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク



3.まとめ

- 2050年カーボンニュートラルや2030年度46%削減目標の実現に向けて、地域資源である再エネの最大限の導入拡大が重要。
- 環境省では、GX基本方針、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等を踏まえ、関係省庁とも連携し、以下の取組を進める。
 - ① 公共施設での太陽光発電導入の率先実行（ペロブスカイト太陽電池等の次世代技術含む）
 - ② 地域脱炭素の推進のための交付金や温対法に基づく促進区域等を活用した、地域共生型再エネの導入
 - ③ 民間企業による自家消費型太陽光の導入
 - ④ 関連施策として脱炭素化支援機構を活用した民間投資の促進、太陽光パネル等の廃棄・リサイクル、デコ活（国民運動）

